

阿武隈川緑地公園

(角田市民ゴルフ場及びあぶくまパークゴルフ場)

及びかくだスポーツビレッジ

(角田市総合体育館、角田市スポーツ交流館及び角田中央公園)

指定管理者 募集要項

令和8年8月

宮城県 角田市

角田市教育委員会

阿武隈川緑地公園及びかくだスポーツビレッジ

指定管理者募集要項

角田市では、公の施設である阿武隈川緑地公園（角田市民ゴルフ場及びあぶくまパークゴルフ場）及びかくだスポーツビレッジ（角田市総合体育館、角田市スポーツ交流館及び角田中央公園）の指定管理者を募集します。指定管理者の公募は、民間事業者等の能力を積極的に活用し、効果的・効率的な管理運営を行うことにより、住民サービスの向上と経費の節減を目的とするものです。住民の健康づくりやスポーツの場、憩い・交流の場となることを目的として設置している当施設の管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

この施設での指定管理者を希望する場合、次により申請をして下さい。市で申請の内容を審査した上で、指定管理者候補者を選定し、市議会の議決により指定されることとなります。

なお、阿武隈川緑地公園とかくだスポーツビレッジを一体的に管理するものとし、どちらか一方の施設のみを希望する申請はできません。

1 対象施設の概要

対象施設の設置目的は下表、詳細は各仕様書、運営経費状況は別紙 1－1 から別紙 1－6、及び利用者数の状況は別紙 2 のとおりです。

対象施設	設置目的
角田市民ゴルフ場	自然環境の保全及び改善、景観向上のための都市緑地として、平成元年に都市計画決定を受け設置（平成 4 年供用開始）。全 9 ホール（3,573 ヤード、パー36）クラブハウス、レストラン ＜設置条例＞角田市都市公園条例（昭和 46 年角田市条例第 6 号）
あぶくまパークゴルフ場	市民ゴルフ場同様、都市緑地として平成元年に都市計画決定を受け設置（平成 20 年供用開始）。3 コース（27 ホール、1,397m、パー99） ＜設置条例＞角田市都市公園条例（昭和 46 年角田市条例第 6 号）
角田中央公園（屋内温水プールを除く）	拡大多様化するスポーツ・レクリエーション需要に対応するための運動公園として、昭和 59 年に都市計画決定を受け設置。「交通公園（愛称：どんぐりぱーく）」、「陸上競技場」、「テニスコート」、「多目的広場」、「野球場」、「K スポウオーキングコース」等の各種スポーツ・レクリエーション施設を配置している。 ＜設置条例＞角田市都市公園条例（昭和 46 年角田市条例第 6 号）
角田中央公園（屋内温水プール）	屋内温水プールも上記、中央公園内に設置されている。 施設の特異性から、仕様書を別にしている。 ＜設置条例＞角田市都市公園条例（昭和 46 年角田市条例第 6 号）
角田市総合体育館（NIKKO アリーナかくだ）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条に規定する教育機関として、スポーツの振興及び普及を図り、もって市民の心身の健全な発達と福祉の増進に資するため設置。 令和 6 年 7 月～令和 11 年 6 月までの 5 年間、ネーミングライツ契約により「NIKKO アリーナかくだ」と呼称。 ＜設置条例＞角田市総合体育館条例（昭和 60 年角田市条例第 11 号）

角田市スポーツ交流館	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条に規定する教育機関として、市民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図り、もって市民の心身の健全な発達と市民相互の交流に寄与するため設置 ＜設置条例＞角田市スポーツ交流館条例（平成 25 年角田市条例第 23 号）
------------	---

2 施設の役割

指定管理者は、「第 2 期角田市スポーツ推進計画」（令和 6 年 3 月策定）に基づき、『アクティブシティかくだ〜スポーツにより明るく楽しく健康で活力あるまち〜』の実現のため、指定管理施設の設置目的を考慮し、管理運営を行ってください。

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツには多様な効果があり、私たちの生活の質の向上をもたらします。年齢や体力、そして障がいの有無を問わず、誰もがスポーツを身近に感じ、あらゆるライフステージを通じて、日常的にスポーツを楽しむことができるよう、市民一人ひとりのレベルや志向、環境に見合ったスポーツ施策に取り組みます。

(2) 日常における身体活動の推進

余暇時間の少ない働き盛り世代を中心に日常生活において意識的に運動を心がけ、身体活動を増やすことが求められています。

誰もが少しの時間でも日常生活での運動を心がけ、日常的に運動を行うことを習慣化し、楽しみととらえ、健康でいきいきと生活できるよう啓発やきっかけづくりに取り組みます。

(3) 地域に夢と活力をもたらすスポーツ交流の促進

市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツに楽しく取り組むことができるスポーツ環境を整備することは、スポーツの持つ力により、スポーツへの参加意欲や地域の一体感、活力を醸成し、絆の再生につながるとともに、新たな交流の輪を生み出します。

市民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、継続してスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動機会の創出を図ります。

また、角田市とゆかりのあるプロスポーツチーム及び企業スポーツ、大学との連携により、競技力向上を図る環境づくりを進めるとともに、スポーツクラブ活動における競技力の向上を図ります。

(4) 誰もが快適に親しむことができるスポーツ環境の整備

市民誰もがスポーツに取り組むことができるよう市民のニーズに対応するとともに、全ての人がスポーツ施設・設備を安全・安心に利用できるようスポーツ施設・設備の効率的な運用、計画的な改修、整備に取り組みます。

また、広報紙、ホームページ、SNS 等多様な媒体から情報発信をすることを充実させるとともに、団体の活動支援を行います。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理者の行う主な業務は、角田市総合体育館条例第6条、角田市スポーツ交流館条例第7条及び角田市都市公園条例第23条に基づく業務です。

なお、業務の詳細については各施設の指定管理者仕様書を参照願います。

- ① 施設等（施設、設備及び備品等）の維持管理及び運営に関すること。
- ② 管理運営業務に付随するその他の業務に関すること（広報、事業計画・報告書作成等）。
- ③ 施設の使用及び利用の許可に関すること（受付案内、使用料又は利用料金の収受等）。
- ④ 特別設備の許可に関すること
- ⑤ 使用料の減免申請書の受付及び教育委員会への取次ぎ（利用料金制の施設（市民ゴルフ場、あぶくまパークゴルフ場、屋内温水プール）を除く）
- ⑥ 教育機関としての業務（総合体育館及びスポーツ交流館に限る）
- ⑦ その他市長又は教育委員会が必要と認める業務

(2) 付帯業務

利用料金制の施設以外施設の使用料の徴収事務…市は指定管理者と、使用料の徴収事務（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条に基づく契約）に関する業務委託契約を別途締結する。

4 自主事業

指定管理者は、自主財源の負担と責任において施設の設置目的を効果的に達成するため、本施設を活用し自主事業を実施できます。なお実施にあたっては、あらかじめその内容等について事業計画書に掲げる等、事前に市又は教育委員会と協議が必要となります。

施設の効用を高めるための創意工夫を活かした自主事業の提案は、指定管理者選定の審査において考慮されますので、積極的に提案願います。

- (1) 自主事業とは、指定管理者が施設内においてイベントや物品販売その他の通年実施の事業等を実施（施設の利用料金以外の料金を参加者から別途徴収し収入を得る場合も含む）する事業をいいます。
- (2) 自主事業で得た収入は指定管理者に帰属します。ただし、実施に要する経費は指定管理料には含みません。
- (3) 自主事業実施の可否は施設設置目的に照らし判断するため、設置目的から相応しくないと判断される事業の場合は承認しないこともあります。また、自主事業の実施が本来の指定管理業務に支障を与えていると判断される場合、自主事業の改善または中止を命じる場合があります。
- (4) 自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性があれば、その旨を事業計画書に明示してください。

5 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が施設管理運営にあたり、遵守しなければならない法令及び管理業務の内容等は、別添の各施設の指定管理者仕様書に掲げるとおりです。なお、利用者に対するサービスや利便性の向上を図る目的で、臨時で利用時間等を変更する場合は、事前に市または教育委員会との協議が必要となります。

6 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

7 指定管理料及び利用料金

- (1) 角田市が支払う指定管理業務に係る経費（以下「指定管理料」という。）は、指定管理者が提出する収支計画書における提案額を参考にし、市と指定管理者が協議の上決定します。

なお、指定期間中5年間の指定管理料の総額の上限額は1,019,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）としますが、指定管理料が不要（0円）及び管理運営に係る利益等の一定額又は一定割合を市へ納付すること等の事業計画書、収支計画書の提案もできることとします。

また、各施設の指定管理者仕様書に基づき経費の精算を行う修繕費（仕様書中除外するものを除く。）及び備品等購入費（原則仕様書中Ⅱ種に属する備品等に限る。）については、それぞれ下表の金額を参考に指定管理者が事業計画書、収支計画書で提案し、市と協議の上定めるものとします（これらの経費は上記指定管理料算定に含まれます）。

施設名	修繕費（年）	備品等購入費（年）
①角田市民ゴルフ場	200 万円	30 万円
②あぶくまパークゴルフ場	40 万円	20 万円
③角田中央公園（屋内温水プールを除く）	360 万円	20 万円
④角田中央公園（屋内温水プール）	300 万円	20 万円
⑤角田市総合体育館	280 万円	10 万円
⑥角田市スポーツ交流館	100 万円	10 万円

- (2) 市民ゴルフ場、あぶくまパークゴルフ場及び屋内温水プールは地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に規定する利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入とします。利用料金の額は、角田市都市公園条例第10条の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定め、利用者から徴収することになります。

8 申請資格

次の要件を満たす法人その他の団体（以下「団体等」という。）であることとします。

(1) 申請資格

- ① 指定期間中、安定的に施設を管理運営する能力を有している団体等であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている団体等でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更正手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体等でないこと。
- ⑤ 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税のいずれも滞納していないこと。
- ⑥ 他自治体における指定管理業務において指定取消の実績がないこと。

(2) グループでの申請

複数の団体等によって構成されるグループ（以下「グループ」という。）で申請する場合には、次のことに留意してください。

- ① グループで申請する場合は、その代表となる団体等を定めること。また、グループ構成団体すべてが前記申請資格を満たしていることが必要となります。
- ② 代表となる団体等以外は、当該グループの構成員として扱います。
- ③ 単独で申請した団体等は、グループ申請の構成員となることはできません。また複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

9 指定管理者の申請手続き

(1) 募集要項等の配布

- 配布期間 令和 8 年 8 月 4 日（火曜日）～令和 8 年 9 月 11 日（金曜日）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は除きます。
- 配布場所 〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊 41 番地
角田市役所 産業建設部都市計画課 都市計画係
- 配布資料 当募集要項、施設の概要が分かる図面等、仕様書、関係公園・規則の写し 等
- 郵 送 郵送での資料請求を希望される場合は、510 円分の切手を貼った返信用封筒（角 2 形）を同封の上、上記宛先までご請求下さい。

インターネット 角田市のホームページからも上記配布資料一式をダウンロードできます。
<http://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/32/27333.html>

(2) 質問書の提出

質問の提出は軽微なものを除き、下記の方法で行うこととします。

提出期間 令和8年8月7日（金曜日）～令和8年8月27日（木曜日）

提出方法 要項様式第3号により文書にて提出（募集要項配布場所に同じ）して下さい。（郵送・ファックス・電子メールも可とします。）

回答方法 質問に対する回答は、令和8年9月2日（水曜日）までに文書にて回答します。また、同時に回答内容を角田市のホームページにて公開します。

(3) 申請予定者説明会及び現地説明会

本指定管理者の募集についての説明会を開催します。出席は1団体3名以内とし、申請を予定している団体に限ります。

開催日時 令和8年8月21日（金曜日）午前10時から（最大2時間程度）

開催場所 角田市役所東庁舎 4階 401会議室

※説明会終了後、午後（予定）より施設へ移動して現地説明会を実施予定
出席申込 任意様式にて団体名・出席者名を記載し、開催日の4日前までに、ファックス、電子メール等で角田市産業建設部都市計画課へお申込み下さい。

(4) 申請受付期間

受付期間 令和8年9月3日（木曜日）から令和8年9月11日（金曜日）まで、土曜日、日曜日及び国民の休日は除きます。受付時間は午前9時から午後5時までとします。

受付場所 募集要項配布場所と同じ。

受付方法 直接持参に限る。（郵送、電子メールおよびファックスによる申請は受付けません。）

(5) 提出書類

① 指定申請書（規則様式第1号）

※ グループでの申請の場合、グループ申請構成書（様式第1－2号）もあわせて提出して下さい。

② 事業計画に関する書類

ア 事業計画書（要項様式第4号）

イ 収支計画書（要項様式第5号、第5－2号及び第5－3号）

③ 団体に関する書類

ア 定款又は寄附行為その他これらに相当する書類

イ 登記事項証明書（法人の場合のみ）

ウ 前事業年度の損益（収支）計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

エ 現事業年度の事業計画書及び収支計画書又はこれらに相当する書類

- オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- カ 団体の事業概要（報告書）及び施設管理の実績に関する書類
- キ 本要項 8-(1)-⑤に係る納税証明書
- ク 申請資格に関する申立書（要項様式第 2 号）
- ケ 労働者災害補償保険法に加入していることを証明する書類の写し（従業員を雇用していない事業者は除く。）

以上の①～③の書類については、單元ごとに見出し等を付し、ファイリングの上、正本 1 部、副本 1 部を提出してください。

なお、必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合もあります。

(6) 申請に係る留意事項

- ① 提出された申請書類の内容を変更することはできません。
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ③ 提出された書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。
- ④ 申請書類提出後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 申請に関して必要となる費用は、申請団体の負担とします。
- ⑥ 本件業務に従事する本市職員（特別職も含む）に対して、書類の提出、所定の質疑応答の場合以外は、本件についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。
- ⑦ 本市が提示する設計図書等の著作権は本市に帰属し、申請団体の提出する書類の著作権はそれぞれの申請団体に帰属します。ただし、市は本指定管理者選定実施に関する報告等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ⑧ 提出された書類は、情報公開条例（平成 11 年角田市条例第 22 号）に基づく情報公開の請求により開示する場合があります。
- ⑨ 提出された書類を補足する資料の提出又は説明を求める場合があります。

10 指定管理者の選定及び指定等

(1) 選定方法

角田市公の施設に係る指定管理者候補選定委員会において、提出書類の内容審査、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、下記の選定基準により総合的に勘案して候補者の選定を行います。

ヒアリング実施予定時期 令和 8 年 9 月 24 日（木曜日）（予定）

(2) 選定基準

次に掲げる項目について審査を行います。なお、審査内容は別紙 3 「審査表」を参照してください。

- ① 利用者の平等な利用の確保
- ② 利用者に対するサービスの向上

- ③ 施設の効果的な活用
- ④ 管理経費の縮減
- ⑤ 施設維持管理の適性
- ⑥ 施設運営の適性
- ⑦ 申請団体の経営の健全性
- ⑧ 申請団体の経営の安定性

(3) 選定結果の通知

申請者全員に対して、選定結果に選定理由を付して、令和8年11月上旬頃までに文書にて通知します。また、同時に角田市ホームページ等でも公表します。

(4) 指定手続

令和8年12月議会（予定）での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者として指定することになります。

指定にあたり、指定団体へ文書（指定書〔指令書〕）を発送し、その旨を角田市公告式条例（昭和30年角田市条例第1号）の定めるところにより告示します。

なお、市議会での議決が得られない場合は、指定管理者候補者を指定管理者に指定することができなくなりますのでご了承ください。

(5) 協定の締結

上記にて指定された団体と管理運営に関しての細目について協議を行い、下記に掲げる事項を内容とする協定を締結します。なお、指定管理期間全体の協定のほか必要に応じて、年度ごとの協定を締結することもあります。

＜協定の主な内容（予定）＞

- ① 管理業務の基本的項目（管理施設及び業務の内容・範囲等）
- ② 指定期間中の指定管理料や経費の精算等に関する事項
- ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- ⑥ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑦ 業務実施状況の確認等及び指定の取消し等に関する事項
- ⑧ 損害賠償等に関する事項
- ⑨ 管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑩ 協定の変更に関する事項
- ⑪ その他

(6) その他

指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない又は協定を解除することがあります。

1 1 問い合わせ先

- (1) 阿武隈川緑地公園に関する事
角田市産業建設部 都市計画課
担当：志子田、渡辺、齋
〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊4-1番地
TEL 0224-63-0138
FAX 0224-63-4863
E-mail : toshikeikaku@city.kakuda.lg.jp

- (2) かくだスポーツビレッジに関する事
角田市教育委員会 生涯学習課
担当：瀬戸、志村
〒981-1505 宮城県角田市角田字牛館1-0番地
TEL 0224-63-2221
FAX 0224-63-5633
E-mail : syougaku@city.kakuda.lg.jp

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

角田市長 黒須 貫 殿

申請者所在地

团体名

代表者氏名

印

電話番号

角田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 公の施設の名称
2. 公の施設の所在地

添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書（指定を受けようとする期間内における各年度分）
- (2) 申請資格を有していることを証する書類
- (3) 公の施設の管理の実績を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

グ ル ー プ 申 請 構 成 書

1 グループ名

2 構成員名称等

構成団体 1 (代表団体)	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印
	電話番号	

構成団体 2	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印
	電話番号	

構成団体 3	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印
	電話番号	

構成団体 4	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印
	電話番号	

構成団体 5	所在地	
	団体名	
	代表者氏名	印
	電話番号	

※ この様式は、グループ申請を行う場合のみ提出してください。

※ グループの規約（案の段階でも可）及び構成団体の責任分担が分かるものを添付してください。

要項様式第2号

申請資格を有していることについての申立書

令和 年 月 日

角田市長 黒須 貫 殿

申 請 者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

阿武隈川緑地公園及びかくだスポーツビレッジの指定管理者の指定に係る申請書類について、次のとおり申し立てます。

記

- ☐ 1 募集要項中、申請資格の要件を満たすこと
- ☐ 2 直近2年間の消費税・地方消費税、県内事業所に係る法人事業税、法人市町村民税及び固定資産税のうち _____ 税の納税義務がないこと
その理由； _____

※ 該当する項目にレ印を記入すること。

質 問 書

(あて先) 角田市産業建設部都市計画課

F A X : 0 2 2 4 - 6 3 - 4 8 6 3

E-mail : toshikeikaku@city.kakuda.lg.jp

令和 年 月 日

施設名称	阿武隈川緑地公園及びかくだスポーツビレッジ
団体等の所在地	
団体等の名称	
貴団体等における 担当者名・連絡先	氏 名 : _____ 電 話 : _____ F A X : _____ E-mail : _____
質問の項目	
質問の内容	

阿武隈川緑地公園及びかくだスポーツビレッジ管理事業計画書

団体名：_____

（下記の項目それぞれについて記載した上で、必要に応じ参考となる資料を添付してください。なお、特定の施設のみ該当する内容は、それぞれの施設名を明記して区分又は別葉にするなどで明確に記載してください。（例：角田市民ゴルフ場では…、角田市総合体育館では…等））

1 管理運営の基本的考え方

（記載してもらいたい事項の列挙。以下の項目で同じ）

- ・施設の設置目的と公の施設であることを踏まえた上での管理運営の基本的な考え方
- ・市民等の平等な利用の確保についての考え方、方針
- ・スポーツ振興を図るための考え方

2 施設、設備等の維持管理計画

- ・施設等の機能保持、機能劣化防止、利用者の安全対策の観点からの施設等の維持管理計画
- ・指定管理業務（各仕様書に記載の施設管理基準表）ごとの具体的な実施計画、業務の水準等を維持（充実）するための具体的計画
- ・業務の一部を再委託する考えがある場合、予定する業務内容や委託先（予定を含む）等
- ・施設等の改修、大規模な修繕及び備品等購入・更新についての市に対する要望（必要な理由のほか適宜図面、見積等市が実施するにあたり必要な資料を提出する）

3 施設運営の実施計画

- ・施設利用拡大のための、①施設の活用方策、②利用者のサービス・利便性向上（市民等の意見の把握方法や反映方法）や利用者数増のための具体的手法（年度ごとの利用者数の見込み）、③施設等の宣伝・広報の方法 など
- ・利用の許可に関する業務の具体的方法（受付→許可→利用料金徴収等の実施体制等）
- ・利用者対応（接遇）向上のための方策、苦情・トラブルへの対応 など
- ・管理経費縮減を図るための具体的方策 など
- ・施設の維持管理や利用者のサービス・利便性の向上のため、利用時間（具体的運営方法）及び休場（休館）日の提案など
- ・道の駅かくだと連携した“かくだ版スポーツツーリズム”の推進に向けた方策
- ・ゴルフ場レストラン運営の具体的計画（運営方法、営業時間等、衛生管理、メニュー構成及び価格、運営収支見込みなど）
- ・ゴルフ場ゴルフ用品販売（自主事業除く）、ゴルファー保険の取扱い、指定管理者損害賠償責任保険の具体的計画

4 人員配置計画等

- ・管理業務に係る職種（事務員、作業員など）及び人数、各仕様書に記載の人員配置基準に対する具体的人員配置計画
- ・雇用形態（常勤職員〔正職員〕、臨時職員、パートタイム、アルバイトなど）の明示
- ・それぞれの職能（資格、技能、経験等）の明示
- ・職員の採用、育成・研修計画など
- ・施設管理に対する責任体制など

5 利用料金及び利益等処分の実施計画

- ・利用者のサービス等のための利用料金体系（利用料金額設定、利用区分見直し、減免等）についての具体的計画
- ・指定管理業務の状況による利益等を特定の目的に運用する計画があれば、その方法・具体的な計画

6 個人情報の管理

- ・個人情報の取扱い、管理について、基本的考え方、管理体制など（個人情報保護に関する職員への周知、個人情報の収集・管理（書類等の保管等）・情報提供等について）

7 災害等の緊急時における対応

- ・団体における災害等のマニュアル（又はそれに類するもの）の作成状況及び災害等緊急時の対応の職員への周知徹底方法、避難訓練等の実施計画など
- ・災害等発生及び復旧時の具体的対応方策（実施体制・応援対策等）など

8 類似施設等の運営実績

- ・団体におけるこれまでの類似施設や事業等の運営実績とその状況及び評価など

9 自主事業等の実施計画

- ・指定管理業務以外の自主事業を提案する場合、それぞれ以下の項目を記載
必要事項①自主事業実施にあたっての基本方針
②事業の目的（個別）
③事業内容、対象者、実施時期（年度・月）、周知方法等
④料金設定等（基本的に施設の「利用料金（使用料）」は利用者の負担となる）
- ・通年実施等の自主事業の実施計画（物品等販売、自販機設置、宅配業務、他施設や各種団体との共同連携等）の提案とその効果等の具体的計画など
※経費を明確に分けられないものを除き、収支計画書上では指定管理業務と自主事業の収支を区分すること。
（自主事業の提案をしたものの、実施が認められなかった場合（特定の事業等）は申請を辞退する可能性がある団体はその旨も記載すること。）

10 自由提案

- ・その他、施設等の効用を高めるための市への提案や他施設との連携、地域への貢献、地域・団体との連携などについて、指定管理選定に伴い特にアピールしたい点など

阿武隈川緑地公園及びかくだスポーツビレッジ収支計画書（総括）

団体名：_____

1 収入の部

（単位：千円）

項 目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	備 考
市からの指定管理料						
利用料金収入						
（内訳）						
その他の収入						
（内訳）						
自主事業による収入						
（内訳）						
合 計						

2 支出の部

（単位：千円）

項 目	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	備 考
人件費						
（内訳）						
管理用資材購入費						
食材購入費						
その他消耗品費						
（内訳）						
印刷費						
光熱水費						
燃料費						
通信費						
業務委託費						
広告宣伝費						
賃借料						
修繕費						
備品等購入費						
その他支出						
（内訳）						
（自主事業分）						
合 計						

※必要に応じ、それぞれの項目を変更等するほか説明資料を添付してください。

※指定管理料は要項本文「7 指定管理料」の額の範囲内で記載してください。

※別途市からの補助金等収入がある場合は記載してください。

※記載する金額は全て税込みとしてください。

阿武隈川緑地公園収支計画書（単年度）

団体名：_____

令和 年度

1 収入の部

(単位：千円)

項 目	市民ゴルフ場	あぶくまパークゴルフ場	合 計	内訳・説明
市からの指定管理料				
利用料金収入				
(内訳)				
その他の収入				
(内訳)				
自主事業による収入				
(内訳)				
合 計				

2 支出の部

(単位：千円)

項 目	市民ゴルフ場	あぶくまパークゴルフ場	合 計	内訳・説明
人件費				
(内訳)				
管理用資材購入費				
食材購入費				
その他消耗品費				
(内訳)				
印刷費				
光熱水費				
燃料費				
通信費				
業務委託費				
広告宣伝費				
賃借料				
修繕費				
備品等購入費				
その他支出				
(内訳)				
(自主事業分)				
合 計				

※必要に応じ、それぞれの項目を変更等するほかするほか説明資料を添付してください。

※かくだスポーツビレッジ収支計画書（単年度）と合算した上で、収支計画書（総括）のそれぞれの年度の合計と合致するよう記載願います。

かくだスポーツビレッジ収支計画書（単年度）

団体名：_____

令和 年度

1 収入の部

（単位：千円）

項 目	総合体育館	スポーツ交流館	中央公園※プール除く	屋内温水プール	合 計
市からの指定管理料					
利用料金収入	—	—	—		
（内訳）					
その他の収入					
（内訳）					
自主事業による収入					
（内訳）					
合 計					

2 支出の部

（単位：千円）

項 目	総合体育館	スポーツ交流館	中央公園※プール除く	屋内温水プール	合 計
人件費					
（内訳）					
管理用資材購入費					
食材購入費					
その他消耗品費					
（内訳）					
印刷費					
光熱水費					
燃料費					
通信費					
業務委託費					
広告宣伝費					
賃借料					
修繕費					
備品等購入費					
その他支出					
（内訳）					
（自主事業分）					
合 計					

※必要に応じ、それぞれの項目を変更等するほか説明資料を添付してください。

※阿武隈川緑地公園収支計画書（単年度）と合算した上で、（総括）のそれぞれの年度の合計と合致するよう記載願います。

角田市民ゴルフ場運営経費状況（参考）

1 収入

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
利用料金収入	37,081	41,752	45,117	
指定管理料	9,789	7,135	3,709	市から
ゴルファー保険	794	866	943	
レストラン収入	7,398	8,114	8,549	直営分のみ
その他収入	3,674	3,479	3,407	
合 計	58,736	61,346	61,725	

2 支出

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
人件費	33,756	36,026	36,471	
光熱費、燃料費	4,813	4,760	4,713	電気、水道、ガス、ガソリン等
業務委託料、賃借料	9,825	7,797	6,556	除草、警備委託、PC 賃借料等
修繕費	1,500	1,506	1,922	
備品等購入費	295	459	253	
消耗品費	4,543	4,686	5,410	資材、肥料、事務品等
保険料	552	607	589	
広告宣伝費	120	613	763	
租税公課	3,076	3,497	3,519	
その他支出	4,157	4,232	4,550	レストラン食材仕入費等
合 計	62,637	64,183	64,746	

※収支は年度ごと利用料金制。修繕費・備品等購入費を除き原則精算しない。

※レストラン使用については、角田市都市公園条例に基づく許可を受けること。

※自動販売機設置収支、災害復旧委託費等は省略している。

〔休場状況〕

休場事由	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
降雨・冠水等	0	1	0
降雪・積雪等	2	7	10
定休（年末年始）	2	2	2
休場日計	4	10	12

あぶくまパークゴルフ場運営経費状況（参考）

1 収入

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
利用料金収入	6, 210	6, 359	8, 227	
指定管理料	3, 334	3, 239	3, 147	市から
合 計	9, 544	9, 598	11, 374	

2 支出

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
人件費	5, 066	4, 814	4, 648	
光熱費、燃料費	718	614	587	電気、水道、軽油、ガソリン等
業務委託費	1, 186	1, 372	962	除草、警備業務等
修繕費	247	330	455	
備品等購入費	185	187	198	
消耗品費	692	564	349	資材、肥料、事務品等
保険料	205	228	213	
租税公課	586	631	614	
その他支出	192	133	143	
合 計	9, 077	8, 873	8, 169	

※収支は年度ごと利用料金制。修繕費・備品等購入費を除き原則精算しない。

※大会等収支、売店収入は省略している。

〔休場状況〕

休場事由	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
降雨・冠水等	0	2	2
降雪・積雪等	4	5	7
定休（火曜等）	55	53	52
休場日計	59	60	61

角田中央公園（角田市屋内温水プールを除く）運営経費状況（参考）

1 収入

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
指定管理料	50,416	49,675	50,468	
利用料金収入	0	0	0	
自主事業収入	46	43	0	
その他収入	1,297	1,267	1,081	
合 計	51,759	50,985	51,549	

※その他収入は、施設の諸収入や自主事業を認める場合はその収入も含める

2 支出

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
人件費	23,376	21,580	28,094	
旅費	0	0	0	
通信費	117	106	101	
備品	1,308	324	365	
消耗品	2,049	1,802	1,676	
修繕費	2,925	3,390	4,216	
印刷製本費	0	170	137	
燃料費	485	417	383	
光熱水料費	3,052	3,714	4,761	
保険料	107	140	135	
租税公課	2,363	2,203	2,848	
業務委託料	7,969	6,642	6,004	
負担金	65	21	13	
賃借料	0	55	0	
雑費	40	34	71	
広告宣伝費	0	66	13	
諸謝金	0	0	0	
合 計	43,856	40,664	48,817	

角田中央公園（角田市屋内温水プール）運営経費状況（参考）

1 収入

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
指定管理料	46,773	49,748	52,456	
利用料金収入	13,000	15,603	14,099	
自主事業収入	19,549	17,787	14,526	
その他収入	774	957	868	
合 計	80,096	84,095	81,949	

※その他収入は、施設の諸収入や自主事業を認める場合はその収入も含める

2 支出

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
人件費	40,044	38,084	33,629	
旅費	0	0	0	
通信費	400	358	371	
備品	317	217	0	
消耗品	1,024	899	876	
修繕費	3,265	2,544	2,086	
印刷製本費	0	0	0	
燃料費	15,771	13,321	13,842	
光熱水料費	19,020	19,741	22,229	
保険料	350	389	389	
租税公課	1,389	2,138	1,992	
業務委託料	3,505	3,441	4,018	
負担金	25	32	0	
賃借料	1,231	1,499	1,087	
雑費	764	763	750	
広告宣伝費	165	99	0	
諸謝金	0	0	0	
合 計	87,270	83,525	81,269	

角田市総合体育館運営経費状況（参考）

1 収入

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
指定管理料	61,046	61,456	63,315	
利用料金収入	0	0	0	
自主事業収入	7,541	1,056	4,390	
その他収入	1,083	162	983	
合 計	69,670	62,674	68,688	

※その他収入は、施設の諸収入や自主事業を認める場合はその収入も含める

2 支出

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
人件費	59,475	54,124	51,692	
旅費	0	0	0	
通信費	191	209	218	
備品	42	106	251	
消耗品	1,483	1,180	1,350	
修繕費	2,614	3,501	1,647	
印刷製本費	43	139	375	
燃料費	621	441	555	
光熱水料費	8,400	8,885	7,833	
保険料	236	194	249	
租税公課	3,941	3,834	3,633	
業務委託料	6,434	6,631	5,370	
負担金	113	99	85	
賃借料	3,616	3,705	3,794	
雑費	774	773	781	
広告宣伝費	0	0	14	
諸謝金	20	15	10	
合 計	88,003	83,836	77,857	

角田市スポーツ交流館運営経費状況（参考）

1 収入

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
指定管理料	24,389	24,916	24,576	
利用料金収入	0	0	0	
自主事業収入	2,117	1,056	853	
その他収入	170	162	164	
合 計	26,676	26,134	25,593	

※その他収入は、施設の諸収入や自主事業を認める場合はその収入も含める

2 支出

単位：千円

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
人件費	11,228	14,383	15,659	
旅費	0	0	0	
通信費	261	208	210	
備品	68	0	0	
消耗品	715	718	528	
修繕費	724	442	421	
印刷製本費	1,441	881	939	
燃料費	464	476	397	
光熱水料費	1,812	1,775	1,886	
保険料	155	144	143	
租税公課	800	957	973	
業務委託料	1,612	1,496	1,801	
負担金	5	5	5	
賃借料	2,332	1,309	1,062	
雑費	24	39	45	
広告宣伝費	0	0	0	
諸謝金	0	0	0	
合 計	21,641	22,833	24,069	

各施設の利用者数の状況（参考）

単位：人

No.	施 設 名	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	備 考
1	角田市民ゴルフ場	15,867	17,327	18,863	
2	あぶくまパークゴルフ場	13,615	15,061	17,650	
3	角田中央公園	115,776	109,456	67,708	
	(1) 交通公園	63,685	50,833	22,127	
	(2) 陸上競技場	16,903	18,172	14,563	
	(3) 野球場	7,251	14,625	7,575	
	(4) 多目的運動場	4,745	2,866	1,500	
	(5) 多目的芝生広場	4,332	4,760	4,204	
	(6) テニスコート	18,488	17,830	17,328	
	(7) ゲートボール場	372	370	411	
4	角田中央公園（屋内温水プール）	81,072	82,448	73,541	
5	角田市総合体育館	97,868	103,426	88,737	
6	角田市スポーツ交流館	24,328	29,682	30,124	R7 宿泊者：1,525 人

審 査 表

施設名：〔 〕

申請者：〔 〕

審査項目	審査の視点	配点	採点
(1) 利用者の平等な利用の確保	・公の施設の性格を理解し、利用の平等性が確保されているか。	10	
	・施設の設置目的と提案された管理運営方針が合致しているか。		
(2) 利用者に対するサービスの向上	・利用者へのサービスの向上が期待できるか。	15	
	・利用者ニーズを把握する方法並びに反映する仕組みは適切か。		
	・職員の研修内容及び回数は適切か。		
(3) 施設の効果的な活用	・積極的な利用促進、利用者増への取り組みはなされているか。	15	
	・管理運営業務と自主事業の両立は図られているか。		
	・角田市スポーツ推進計画等に沿った事業計画となっているか。		
(4) 管理経費の縮減	・管理経費の縮減と事業者の創意工夫が見られるか。	10	
	・事業の収支計画は、適切か。		
(5) 施設の適切な維持管理	・適切な保守点検を実施し、施設の早期修繕につながる計画となっているか。	10	
	・災害等緊急時に対応できる体制であるか。		
(6) 施設の適切な運営	・職員の配置等、十分な体制となっているか。	20	
	・施設の運営に必要な資格者は確保されているか。		
	・個人情報保護の体制とそのチェックは適切か。		
	・施設利用者の安全確保が図られているか。		
(7) 経営の健全性	・適正な経理の処理がされるような措置はとられているか。	15	
	・法令等を遵守した経営が行われているか。		
	・同様の施設の管理実績は十分か。		
(8) 経営の安定性	・財務状況は良好か。	5	
合 計		100	

～採点～

配点割合

非常に優れている	5／5
優れている	4／5
普通	3／5
やや劣る	2／5
劣る	1／5